

## 岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ジャズを活用した文化・観光・まちづくり振興である「ジャズの街岡崎」を発信し、市民主導で市民とミュージシャンが一体となり、行政を始め地元商工業界などが支援し、ホール・店舗・公園など中心市街地の「まちなか」がジャズであふれる全国有数のジャズの祭典である、岡崎ジャズストリート事業の必要な経費を、予算の範囲内において、岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することを目的とする。

### (規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象は、NPO法人岡崎ジャズストリートが開催する岡崎ジャズストリート事業の実施を通して「ジャズの街岡崎」の発信に寄与する活動とする。

2 この要綱において「補助事業者」とは、岡崎ジャズストリート事業を開催するNPO法人岡崎ジャズストリートをいう。

### (補助対象経費及び交付額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出演料とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし（千円未満切り捨て）、かつ予算の範囲内とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、この要綱に規定する補助金等交付申請書を市長あてに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び収支予算書、その他市長が必要とする資料を添付するものとする。

### (交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、交付決定通知をするものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

### (申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届書を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に、事業報告書及び収支計算書、その他市長が必要と認める資料を添付して、補助事業完了後30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(支払い)

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条で確定した額又は第 6 条で交付決定を受けた額をもって補助金の精算又は概算払いの請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 14 条 市長は、第 8 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第 16 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。